

会場各種禁止事項

【市役所南庭】

○市役所南庭内掲示物

- 奈良市役所芝生広場 -

利用者みなさんへ

ルール・マナーを守って、楽しくご利用ください



ゴミは各自お持ち帰りください

芝生内禁止事項



電子式・加熱式を含む
※市役所敷地内は全て禁煙
となっております。



花火や直火の火気類使用



バット・ゴルフクラブ
等の使用



ペットの持込み
※盲導犬は可



自転車・キックボード
スケートボード等の進入



テント・タープ等
の使用

※日除け用のワンタッチ式テント
(1人~2人) や敷物については
風に飛ばされないよう注意して
使用してください

その他禁止事項

- ① 施設・付属設備・器具備品等を破損または、滅失する行為
- ② 樹木・芝生などを伐採、または採取する行為
- ③ 特定の宗教または政党に勧誘する行為
- ④ 騒音又は大声を発する等、他人の迷惑になるおそれのある行為
- ⑤ その他管理運営上、支障があると認められる行為

【三条通り内旭水公園】

○奈良市都市公園条例 抜粋

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は工作物その他の物件若しくは施設の位置若しくは構造を変更し、又は損壊すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (8) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号のほか、都市公園の利用及び管理に支障がある行為をすること。

【西大寺一条線】

○西大寺一条線トライアル・サウンディング募集要項 抜粋

3. 対象施設

- ・原則として火気の使用はできません。

10. 提案の要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- (ア) 確実に実施できる利用内容であること。
- (イ) 歩行者の利便性、サービス又は満足度の向上に資するものであること。
- (ウ) 暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。
- (エ) 本市との事前協議に応じられるものであること。

(2) 提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- (ア) 政治的又は宗教的活動
- (イ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供活動等
- (ウ) 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- (オ) 公序良俗に反し、又は反社会的な活動
- (カ) その他、市が本事業との関連性が低いと判断する行為